

※特定建設作業に係る規制基準

項目		規制基準
騒音規制法	騒音の大きさ	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと。
振動規制法	振動の大きさ	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものでないこと。
作業ができない時間	第1号区域	午後7時～午前7時
	第2号区域	午後10時～午前6時
1日の作業時間	第1号区域	10時間以内
	第2号区域	14時間以内
同一場所における作業時間		連続して6日以内
日曜・休日における作業		禁止

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき指定された地域のうち次に掲げる区域

備考

第1号区域	第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
第2号区域	法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域